

滋賀県子ども条例

私たちの滋賀は、母なる琵琶湖を抱き山々に囲まれ、豊かな風土、歴史、文化に恵まれた地であり、多くの人が住み続けたいと思う暮らしやすく活力のある県である。この滋賀の地において生まれ育つすべての子どもが健やかに成長していくことは、県民すべての願いである。この滋賀の未来に向けて、私たちは、子どもが大きく夢をはぐくみ社会の希望として心身ともに健全に育てられる環境づくりに取り組んでいかなければならない。

これまで、私たちは、大人中心に物事を考え、豊かさや便利さを追い求めてきた。その結果、家庭では、過保護、子どもの虐待など養育力や教育力の低下がみられるようになり、地域社会では、人間関係や社会意識の希薄化が見受けられ、子どもが安全に安心して育つ場が失われつつある。また、情報技術の進歩やその普及が、無防備に子どもが有害情報に触れる機会をもたらし、目的意識を持たない子どもの増加などがニートの問題などを生み出すなど、子どもに様々な影響を及ぼしている。

私たち県民は、今こそ、子どもが将来自立した社会の担い手として育つためには、何をなすべきか、子どもにとって何が幸せかを社会全体で考えていかなければならない。家庭では、家族の深い愛情と理解によって子どもの豊かな人格を形成するとともに、自立性を培い、地域社会では、子どもの社会性を養うとともに、地域全体で子どもの安全を守り、育ち学ぶ施設では、自ら学び、考え、行動する「生きる力」や勤労観を育成することが求められている。また、県は、子どもの虐待の防止など子どもの人権を保障する取組を進めるとともに、地域の人々の子どもへの関心を高める施策や子どもの居場所づくりなどの取組を進めなければならない。

私たち県民は、ともに手を取りあつて、子どもが人権を尊重され夢を持って健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくりに取り組み、滋賀で生まれたことの良さと滋賀で子どもを生み育てることの良さを実感できる社会である「子どもの世紀」の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、子どもが人権を尊重され夢を持って健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくり（以下「育ち・育てる環境づくり」という。）について、基本理念を定め、県等の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定め、育ち・育てる環境づくりのための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、もって次代の社会を担うすべての子どもを健やかにはぐくむ社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者をいう。

2 この条例において「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第161号）

に規定する児童福祉施設および学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校その他の施設のうち、子どもが人所し、通所し、または通学する施設をいう。

（基本理念）

第 3 条 育ち・育てる環境づくりは、子どもが愛情深く大切に育てられるとともに、様々な人々とかかわり、多様な体験をし、および学ぶことにより人間性と能力を豊かにはぐくみ、自立した社会の担い手として育つことを旨として推進されなければならない。

2 育ち・育てる環境づくりは、子どもが次代の社会を担う大切な存在であるという認識の下に、社会全体で子どもを育てるとともに、子どもの成長を支援することを旨として推進されなければならない。

3 育ち・育てる環境づくりは、子どもにとって最善の利益が考慮されることを旨として推進されなければならない。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条に定める育ち・育てる環境づくりについての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、育ち・育てる環境づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施するものとする。

2 県は、前項の施策を推進するに当たっては、国および市町との適切な役割分担を踏まえるとともに、相互に連携を図るものとする。

（保護者の責務）

第 5 条 父母、里親その他の保護者（以下「保護者」という。）は、家庭が子どもの育つ基盤であり、自らが子育てについて第一義的な責任を有するという認識の下に、基本理念にのっとり、深い愛情の中で子どもを健やかに育てなければならない。

（県民の責務）

第 6 条 県民は、子どもが地域住民、地域で様々な活動を行う事業者または団体等とかかわりを持ちながらはぐくまれるという認識の下に、基本理念にのっとり、子どもの成長および子育てに関心を持ち、地域社会において、育ち・育てる環境づくりに相互に協力して取り組むよう努めるとともに、県が実施する育ち・育てる環境づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

（育ち学ぶ施設の責務）

第 7 条 育ち学ぶ施設は、基本理念にのっとり、保護者および地域社会との連携を図りながら、子どもが安心して育ち、学ぶ環境づくりに努めなければならない。

（大綱の策定）

第 8 条 知事は、県、保護者、県民および育ち学ぶ施設が一体となって育ち・育てる環境づくりに取り組むための指針として、育ち・育てる環境づくりに関する大綱（以下「大綱」という。）を策定するものとする。

2 大綱には、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）育ち・育てる環境づくりに保護者、県民および育ち学ぶ施設（以下「県民等」

という。)が取り組むに当たっての行動の基本となる指針

(2) 育ち・育てる環境づくりに関する施策の総合的な推進を図るための指針

(3) その他育ち・育てる環境づくりの取組に関し必要な事項

3 知事は、大綱を策定するに当たっては、あらかじめ県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、大綱を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、大綱の変更について準用する。

(広報活動等)

第9条 県は、育ち・育てる環境づくりに関する県民等の理解を深めるため、広報活動、情報の提供、学習機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の活動に対する支援)

第10条 県は、育ち・育てる環境づくりに関する活動への県民等の主体的な参画を促進するとともに、県民等またはその組織する団体が行う育ち・育てる環境づくりに関する活動に対して、情報の提供、交流機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(市町に対する助言等)

第11条 県は、市町に対して、育ち・育てる環境づくりに関する施策の策定および実施について、必要な助言および協力を行うものとする。

(計画の策定)

第12条 知事は、子どもの虐待の防止その他の育ち・育てる環境づくりに関し必要となる施策を計画的に実施するために必要があると認めるときは、当該施策に関する実施計画を策定するものとする。

(相談の処理)

第13条 知事は、子どもの虐待、いじめその他の育ち・育てる環境づくりを推進するに当たっての各般の問題について、子どもをはじめとする県民等から相談の中出があった場合は、当該申出の適切な処理を行うものとする。

2 知事は、前項の申出に係る相談に応じ、必要な調査および助言を行うほか、関係行政機関への通知その他中出の処理のため必要な措置を講ずるものとする。

(拠点の整備)

第14条 県は、県民等による育ち・育てる環境づくりのための活動等を推進するための拠点を整備するものとする。

(その他)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

○大阪府子ども条例

平成十九年三月十六日

大阪府条例第五号

大阪府子ども条例をここに公布する。

大阪府子ども条例

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、性別、国籍、障害の有無、家庭の形態等を問わず、人としての尊厳を生まれながらに有している。子どもの尊厳を守り、健やかな成長を支えることは、社会を構成する大人全体の責務である。

大人は、子どもにとっての最善の利益を常に念頭に置き、日本国憲法で定められた基本的人権や児童の権利に関する条約に定められた内容すなわち人としての尊厳の意義を改めて深く認識し、行動すべきである。

子どもは、社会における様々な活動に参加し、年齢の異なる多様な人々と交流しながら、学んだり遊んだりすることを通じて、豊かな心、個性や創造性をはぐくむことができる。また、主体的に参加することによって、自分の思いや意見を表明し、同時に他者の思いや意見を受け止めることができる。

大人は、子どもが社会への参加を通じて、自ら考え、責任を持って行動できるようになるということを認識すべきである。また、大人は、子どもの意見について、その意見を形成する能力、その年齢及び成熟度に従って相応に考慮すべきである。

子ども自身も、自らの大切さを認識し、主体的に生きる力、社会のルールや仕組み、他者を思いやり他者の尊厳を守る心を身につけ、自ら考え責任を持って行動する社会の一員であることを自覚すべきである。

昨今、児童虐待など、子どもの身体や生命までもを損なう事象が多発し、いじめや非行など子どもの健やかな成長を阻害する事象、子ども自身が加害者となってしまう事象も少なくない。また、日常生活の中で知らないうちに子どもの尊厳や健やかな成長を損なってしまうような大人の行為も見受けられる。更に、大人の規範意識の低下や地域全体で子どもを見守り、健やかな成長を支えるという意識の希薄化が、子どもの健やかな成長に影響を及ぼしていることも見逃せない。

こうした背景には、都市化や核家族化など社会経済状況の大きな変化の中で、子どもの尊厳に対する大人全体の認識が低下しているということがある。

ここに私たちは、子どもの尊厳を守り、健やかな成長を支えるに関し、一人ひとりの自覚と協働の下、すべての子どもが健やかに成長することができる温かい地域社会を創造していくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、子どもの尊厳を守り、健やかな成長を支えるに関し、基本理念を定め、府、保護者、学校等、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、府の施策について必要な事項を定めることにより、子どもの尊厳を守り、健やかな成長を支えるこ

とに関する施策(以下「子ども施策」という。)を総合的かつ計画的に推進し、もってすべての子どもが社会全体で見守られながら、健やかに成長することができる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども おおむね十八歳未満の者をいう。
- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。
- 三 学校等 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三百四十四条第一項に規定する各種学校及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設をいう。

(平一九条例九二・一部改正)

(基本理念)

第三条 子どもの尊厳を守り、健やかな成長を支えるに当たっては、すべての子どもが人としての尊厳を有し、かけがえのない存在として尊重されなければならないことを十分認識し、行動しなければならない。

2 子どもの尊厳を守り、健やかな成長を支えるに当たっては、子どもが社会における様々な活動に参加する中で、健やかに成長することを認識し、子どもに対する参加の機会の提供に努めなければならない。

(府の責務)

第四条 府は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子ども施策を策定し、国、市町村、保護者、学校等、事業者及び府民と協力して、これを実施する責務を有する。

2 府は、子ども施策の実施に当たっては、市町村との連絡調整を緊密に行うものとする。

(保護者の責務)

第五条 保護者は、基本理念にのっとり、子育てについての第一義的責任を有するという認識の下、子どもを大切に育てなければならない。

(学校等の責務)

第六条 学校等の設置者及び管理者は、基本理念にのっとり、子どもの安全を確保するよう努めるとともに、一人ひとりの子どもが人間性を豊かにし、多様な能力を磨いていくことができるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、第五条に定める保護者の責務を十分に認識し、その雇用する労働者が職業生活と家庭生活の両立を図ることができるよう、必要な雇用環境の整備に努めるとともに、その事業活動を行うに当たっては、子どもの健やかな成長に

配慮するよう努めなければならない。

(府民の責務)

第八条 府民は、基本理念にのっとり、子どもが次代の社会を担うとの認識の下、子どもが健やかに成長する地域社会づくりに努めなければならない。

(子どもを擁護する取組の充実)

第九条 府は、子どもの尊厳を損なう身体的又は精神的な暴力等から子どもを擁護するための取組について、すべての子どもに等しくなされるべきであるとの認識の下、国、市町村、学校等、事業者及び府民と協力して、その充実に努めるものとする。

(計画の策定等)

第十条 知事は、次に掲げる事項を定めた子ども施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定するものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき子ども施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

2 知事は、前項の計画を策定するに当たっては、あらかじめ、大阪府子ども施策審議会の意見を聴くとともに、子どもを含めた府民の意見を反映させるための適切な措置を講ずるものとする。

3 知事は、第一項の計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

5 知事は、毎年度、第一項の計画に基づく子ども施策の実施状況について、その概要を公表しなければならない。

(広報及び啓発)

第十一条 府は、この条例についての子どもを含めた府民の理解を深めるため、わかりやすい方法による広報及び啓発を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際に現に策定され、及び公表されている子ども施策に関する計画であって、第十条第一項の計画に相当するものは、同条(第四項及び第五項を除く。)の規定により策定され、及び公表されたものとみなす。

(大阪府附属機関条例の一部改正)

3 大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成一九年条例第九二号)

この条例は、公布の日から施行する。

○子どもを犯罪の被害から守る条例

平成十七年七月一日

奈良県条例第九号

子どもを犯罪の被害から守る条例をここに公布する。

子どもを犯罪の被害から守る条例

目次

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 子どもの安全確保に関する施策(第七条―第十条)

第三章 子どもに対する犯罪を助長する行為の規制等(第十一条―第十四条)

第四章 罰則(第十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、子どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪の被害を未然に防止するため、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、必要な施策及び規制する行為を定め、もって子どもの安全を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 子ども 十三歳に満たない者をいう。

二 学校等 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第百三十四条第一項に規定する各種学校又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設であつて、現に子どもが在籍又は在所するものをいう。

三 保護監督者 親権者、未成年後見人、学校等の職員その他の者で子どもを現に保護監督するものをいう。

四 子どもポルノ 写真、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体その他の物であつて、次のいずれかに掲げる子どもの姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

ア 子どもを相手方とする又は子どもによる性交又は性交類似行為に係る子どもの姿態

イ 他人が子どもの性器等(性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。)を触る行為又は子どもが他人の性器等を触る行為に係る子どもの姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するもの

ウ 衣服の全部又は一部を着けない子どもの姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するもの

(平一八条例一二・平一九条例二五・一部改正)

(適用上の注意)

第三条 この条例の適用に当たっては、県民及び滞在者の自由と権利を不当に制限しないように留意しなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、子どもの安全を確保するための必要な施策を実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、国及び市町村との連絡調整を緊密に行うよう努めるものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、子どもの安全を確保するため、自らが積極的に活動するとともに、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、子どもの安全を確保するため、自らが積極的に活動するとともに、その所有し、又は管理する施設及び事業活動に関し、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 子どもの安全確保に関する施策

(推進体制の整備等)

第七条 県は、市町村、県民及び事業者と連携し、相互に協力して子どもの安全確保を推進するための体制の整備に努めるものとする。

2 県は、子どもの安全を確保するために、第十一条又は第十二条に規定する行為を行う者その他子どもに危害を加えるおそれのある者に関する情報を収集し、活用するものとする。

(助言その他の必要な支援)

第八条 県は、県民及び事業者が実施する子どもの安全を確保するための自主的な活動を促進するため、技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、子どもの安全を確保するために市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が子どもの安全を確保するための施策を実施する場合には、技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(学校等における安全の確保)

第九条 学校等を設置し、又は管理する者は、当該学校等の施設内において、子どもの安全を確保するよう努めるものとする。

2 学校等を設置し、又は管理する者は、子どもが犯罪被害に遭わないようにするための教育を充実するよう努めるものとする。

(通学路等における安全の確保)

第十条 子どもが通学、通園等の用に供している道路及び日常的に利用している公園、広場等(以下「通学路等」という。)を設置し、又は管理する者は、子どもの安全を確保するため、当該通学路等の環境整備に努めるものとする。

2 親権者、未成年後見人、学校等の管理者及び職員、地域住民並びに通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、連携して、通学路等における子どもの安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子どもに対する犯罪を助長する行為の規制等

(子どもに不安を与える行為の禁止)

第十一条 何人も、道路、公園、広場、駅、興行場、遊園地、観光施設、飲食店、公衆便所その他公衆が出入りすることのできる場所(以下「公共の場所」という。)又は汽車、電車、乗合自動車その他公衆が利用できる乗物(以下「公共の乗物」という。)において、保護監督者が直ちに危害を排除できない状態にある子どもに対し、正当な理由なく、甘言を用いて惑わし、又は虚言を用いて欺いてはならない。

(子どもを威迫する行為の禁止)

第十二条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、保護監督者が直ちに危害を排除できない状態にある子どもに対し、正当な理由なく、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 言い掛かりをつけ、すごみ、又は卑わいな事項を告げること。
- 二 身体又は衣服等を捕らえ、進路に立ちふさがり、又はつきまとうこと。

(子どもポルノの所持等の禁止)

第十三条 何人も、正当な理由なく、子どもポルノを所持し、又は第二条第四号アからウまでのいずれかに掲げる子どもの姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管してはならない。

(禁止行為に係る通報)

第十四条 第十一条又は第十二条の規定に違反したと認められる者を発見した者は、保護監督者又は警察官に通報するよう努めなければならない。この場合において、通報を受けた保護監督者は、警察官に通報するよう努めなければならない。

2 前条の規定に違反したと認められる者を発見した者は、警察官に通報するよう努めなければならない。

第四章 罰則

第十五条 第十二条又は第十三条の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 第十三条の規定に違反して前項の罪を犯した者が、自首したときは、同項の刑を減輕し、又は免除する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十一条から第十五条までの規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則(平成一八年条例第一二号)

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則(平成一九年条例第二五号)

この条例は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

青少年愛護条例

(昭和38年3月31日兵庫県条例第17号)

目次

- 第1章 総則（第1条―第7条）
- 第2章 協働による青少年の健全な育成と保護（第8条・第9条）
- 第3章 優良興行及び優良図書類の推奨（第10条）
- 第4章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある営業等の制限（第11条―第19条の2）
- 第5章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の禁止等（第20条―第24条）
- 第5章の2 インターネット上の有害情報からの青少年の保護（第24条の2―第24条の5）
- 第6章 雑則（第25条―第29条）
- 第7章 罰則（第30条―第32条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、青少年の健全な育成を図り、あわせてこれを阻害するおそれのある行為から青少年を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 18歳未満の者（法律により成年に達したものとみなされる者及び成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）をいう。
- (2) 保護者 親権者、後見人、児童福祉施設の長、寄宿舎の舎監その他の者で、青少年を現に監護するものをいう。
- (3) 興行 映画、演劇、演芸及び見せ物をいう。
- (4) 図書類 書籍、雑誌その他の刊行物、絵画、写真、スライド、レコード、録音テープ、コンパクトディスク、映画フィルム、ビデオテープ、ビデオディスクその他これらに類するものをいう。
- (5) がん具類等 がん具類又は刃物類（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）をいう。
- (6) 自動販売機 物品を販売するための機器で、物品の販売に従事する者と客とが直接に対面する方法によらずに、当該機器に収納された物品を販売することができるものをいう。
- (7) 遊技営業等 次に掲げる営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業並びに旅館業法（昭和23年法律第138号）の適用を受ける営業を除く。）をいう。
 - ア 設備を設けて客に遊技又は遊興をさせる営業
 - イ 設備を設けて客に飲食をさせる営業
 - ウ 設備を設けて客に図書類の閲覧若しくは視聴をさせ、又はインターネットの利用をさせる営業

(8) 出会い喫茶等営業 店舗を設けて、専ら、而識のない異性との一時の交際（会話を含む。以下同じ。）を希望する者に対し、交際の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの交際の申込みを当該店舗内にいる他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもの（風営適正化法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を除く。）をいう。

（県の責務）

第3条 県は、青少年の健全な育成及びこれを阻害するおそれのある行為からの青少年の保護（以下「青少年の健全な育成と保護」という。）に関する施策を実施するとともに、県民による青少年の健全な育成と保護に関する活動を支援し、かつ、その総合調整を図るものとする。

（市町の責務）

第4条 市町は、その地域の社会的状況に応じた青少年の健全な育成と保護に関する施策を実施するとともに、県の青少年の健全な育成と保護に関する施策に協力するものとする。

（県民の責務）

第5条 県民は、青少年を取り巻く社会環境の変化に常に注意を払い、相互に協力して当該社会環境の清浄化に努めるとともに、県及び市町の青少年の健全な育成と保護に関する施策に協力しなければならない。

（保護者の責務）

第6条 保護者は、その監護する青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚し、良好な家庭環境の中で当該青少年を養育しなければならない。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、青少年の健全な育成を阻害しないように努めるとともに、県及び市町の青少年の健全な育成と保護に関する施策に協力しなければならない。

第2章 協働による青少年の健全な育成と保護

（協働による青少年の健全な育成と保護のための社会環境の整備）

第8条 県、市町、県民、保護者及び事業者は、自発的かつ積極的に青少年の健全な育成と保護に関する活動に取り組むとともに、相互に協力及び連携を行うことにより、青少年にとって良好な社会環境の整備を図るものとする。

2 県民、保護者及び事業者による青少年の健全な育成と保護に関する活動並びに前項に規定する協力及び連携を支援するため、県に、青少年愛護活動推進員を置く。

（青少年の保護のための努力義務）

第9条 何人も、その内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するため、青少年に観覧させ、見せ、読ませ、又は聞かせることがその健全な育成を阻害すると認められる興行、図書類、広告物その他のものを青少年に観覧させ、見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。

- (1) 著しく性的感情を刺激するものであること。
- (2) 著しく粗暴性又は残忍性を助長するものであること。
- (3) 著しく恐怖心を与えるものであること。
- (4) 犯罪を誘発し、又は助長するおそれがあるものであること。
- (5) 自殺を誘発し、又は助長するおそれがあるものであること。

- 2 何人も、その形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当するため、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認められるがん具類等その他の物を青少年に所持させないように努めなければならない。
 - (1) 人体に危害を及ぼすおそれがあるものであること。
 - (2) 著しく性的感情を刺激するものであること。
- 3 何人も、その内容、設備又は形態が青少年の健全な育成を阻害すると認められる営業を青少年に利用させないように努めなければならない。
- 4 前3項に規定するもののほか、何人も、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を行わないように努めなければならない。

第3章 優良興行及び優良図書類の推奨

第10条 知事は、興行及び図書類の内容が青少年の健全な育成に有益であると認めるときは、これを推奨することができる。

第4章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある営業等の制限

(有害興行の観覧の禁止)

- 第11条 知事は、興行の内容の全部又は一部が第9条第1項各号のいずれかに該当するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該興行を青少年にとって有害な興行（以下「有害興行」という。）として指定することができる。
- 2 前項の規定による指定は、告示により行う。ただし、緊急を要する場合には、当該興行を行う興行場を経営する者又は当該興行を主催する者（以下「興行者」という。）に、その旨を通知することにより告示に代えることができる。
 - 3 第1項の規定による指定を受けた興行のほか、興行の内容が青少年に与える影響についての審査を行う団体で知事が指定するものが、青少年に観覧させることが適当でないと認めた興行は、有害興行とする。
 - 4 第2項本文の規定は、前項の規定による指定について準用する。
 - 5 興行者は、第1項の規定による指定を受けた興行又は第3項に規定する興行を行うときは、入場しようとする者の見やすい箇所に青少年の入場を禁ずる旨を当該興行を行う期間掲示し、当該興行を青少年に観覧させてはならない。
 - 6 知事は、第1項の規定による指定をした興行の内容が同項に規定する理由に該当しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。

(有害図書類及び有害がん具類等の販売等の禁止)

- 第12条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が第9条第1項各号のいずれかに該当するため、青少年に見せ、読ませ、又は聞かせることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該図書類を青少年にとって有害な図書類（以下「有害図書類」という。）として指定することができる。
- 2 前項の規定による指定を受けた図書類のほか、次の各号のいずれかに該当する図書類は、有害図書類とする。
 - (1) 書籍、雑誌その他の刊行物であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とする写真又は描写する絵画で規則で定めるものを掲載するページの数が規則で定める数以上であるもの
 - (2) ビデオテープ、ビデオディスクその他これらに類するものであつて、卑わいな姿態等を描写する場面で規則で定めるものの描写の時間が規則で定める時間以上であるもの
 - (3) 表紙又は包装箱その他の包装の用に供されている物に第1号の規則で定める写真又は絵画を掲載し

ている図書類

- (4) 図書類の内容が青少年に与える影響についての審査を行う団体で知事が指定するものが、青少年に閲覧させ、又は視聴させることが適当でないと認めた図書類で、当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの
- 3 図書類を販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させることを業とする者（以下「図書類取扱業者」という。）は、有害図書類を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させてはならない。
- 4 知事は、がん具類等の形状、構造又は機能が第9条第2項各号のいずれかに該当するため、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該がん具類等を青少年にとって有害ながん具類等（以下「有害がん具類等」という。）として指定することができる。
- 5 前項の規定による指定を受けたがん具類等のほか、次の各号のいずれかに該当するがん具類等は、有害がん具類等とする。
- (1) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するがん具類等で、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの
- (2) 使用済みの下着（使用済みの下着である旨の表示若しくはそれと認識させる表示がされ、又は使用済みの下着と認識させる形態を有するがん具類を含む。）
- (3) 下着の形状をしたがん具類
- 6 がん具類等の販売又は貸付けを業とする者は、有害がん具類等を青少年に販売し、又は貸し付けてはならない。
- 7 第1項、第2項第4号又は第4項の規定による指定は、告示により行う。

（有害図書類の陳列の制限）

- 第12条の2 図書類取扱業者は、有害図書類を販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させる場合において、有害図書類を陳列するとき、青少年の目に触れにくい陳列の方法として規則で定める方法により、有害図書類を他の物品と区分して陳列しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定に違反して有害図書類が陳列されていると認めるときは、当該図書類取扱業者に対し、期限を定めて、有害図書類の陳列の方法について改善を命ずることができる。
- 3 図書類取扱業者は、有害図書類の陳列場所に当該有害図書類を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させない旨を掲示しなければならない。
- 4 前3項の規定は、法令又は条例の規定により常時青少年の立入りが禁じられている場所に有害図書類を陳列する場合については、適用しない。

（自動販売機による図書類又はがん具類等の販売の届出等）

- 第12条の3 図書類又はがん具類等の販売を業とする者（以下「図書类等販売業者」という。）は、自動販売機により当該販売をしようとするとき（規則で定める場所に自動販売機を設置し、当該販売をしようとするときを除く。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該自動販売機ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 自動販売機の設置場所
- (3) 自動販売機の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者（以下「自販機販売届出者」という。）は、当該届出に係る自動販売機の使用を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から30日以内にその旨を知事に届け出なければならない。
- 3 自販機販売届出者は、第1項の規定による届出に係る自動販売機に、規則で定めるところにより、当

該届出をした旨の表示をしなければならない。前項の規定による変更の届出をしたときも同様とする。

(自動販売機管理者の設置)

第12条の4 自販機販売届出者は、その設置する自動販売機ごとに、自動販売機管理者を置かなければならない。

- 2 自動販売機管理者は、その管理に係る自動販売機が設置された市町（神戸市の区域に設置された場合にあっては、区。以下この項において同じ。）の区域と同一の市町の区域内に住所を有している者でなければならない。

(自動販売機への収納の禁止等)

第12条の5 図書類等販売業者又は自動販売機管理者は、有害図書類又は有害がん具類等を自動販売機に収納してはならない。

- 2 自動販売機による図書類又はがん具類等の販売をしている図書類等販売業者又は自動販売機管理者は、当該自動販売機に収納されている図書類又はがん具類等が有害図書類又は有害がん具類等に該当することとなつたときは、直ちに当該図書類又はがん具類等を当該自動販売機から撤去しなければならない。
- 3 図書類等販売業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域においては、第9条第1項に該当する図書類又は同条第2項に該当するがん具類等を収納する自動販売機を設置してはならない。
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。以下「学校」という。）
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設
 - (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館
 - (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
 - (6) スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第12条に規定するスポーツ施設及びこれに類する施設で、国又は地方公共団体が設置するもの
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの

(適用除外)

第12条の6 前3条の規定は、法令又は条例の規定により青少年の立入りが禁じられている場所に設置されている自動販売機であつて、規則で定める措置が講じられているものについては、適用しない。

(有害広告物の制限)

第13条 知事は、屋外又は屋内に掲示された広告物の内容が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対してその内容の変更若しくは撤去又は当該広告物と同一の内容の広告物の掲示の禁止を命ずることができる。

(質物の受入れ及び古物の買受け等の禁止)

第14条 質屋（質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋をいう。以下同じ。）又は古物商（古物営業法（昭和21年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商をいう。以下同じ。）は、青少年から物品（第21条の2の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）若しくは有価証券を質に取つて金銭を貸し付け、物品を買受け、又は委託を受けて物品を販売してはならない。ただし、当該青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められるときは、この限りでない。

(指定遊技営業等の場所への立入禁止)

第15条 知事は、遊技営業等の設備又は形態が次の各号のいずれかに該当するため、青少年を客として立ち入らせることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該遊技営業等の場所の全部又は一部を青少年の立入禁止の場所として指定することができる。

- (1) 客室若しくは客席にかぎのかかる設備その他これに類する設備をし、又は客室若しくは客席の内部の見通しを妨げる設備をしているもの
 - (2) 客室若しくは客席に著しく性的感情を刺激する装置、照明、装飾品等を使用しているもの
 - (3) 遊技営業等を営む者（以下「遊技営業等営業者」という。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、常時客を見守ることなく客室を利用させるもの
- 2 知事は、前項の規定による指定をするときは、その旨及びその理由を文書をもつて当該遊技営業等営業者又はその代理人に通知しなければならない。
- 3 遊技営業等営業者又はその代理人は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該遊技営業等の場所の見やすい箇所に指定のあつた旨及び青少年の立入りを禁ずる旨を掲示し、当該場所に青少年を客として立ち入らせてはならない。
- 4 知事は、第1項の規定による指定を受けた遊技営業等の場所において当該遊技営業等の設備又は形態が同項各号に掲げる理由に該当しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。

(深夜遊技営業等の場所への立入禁止)

第15条の2 次に掲げる遊技営業等を営む者又はその代理人は、深夜（午後11時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において当該遊技営業等の場所に青少年を客として立ち入らせてはならない。

- (1) 第2条第7号アに掲げる遊技営業等のうち、個室（前条第1項第1号に規定する客室又は客席をいう。以下同じ。）を設け、当該個室において客に遊技又は遊興をさせる営業
 - (2) 第2条第7号イに掲げる遊技営業等のうち、個室を設け、当該遊技営業等を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が常時客を見守ることなく、当該個室において客に飲食をさせる営業
 - (3) 第2条第7号ウに掲げる遊技営業等のうち、個室を設け、当該個室において客に図書類の閲覧若しくは視聴をさせ、又はインターネットの利用をさせる営業
- 2 前項各号に掲げる遊技営業等を営む者は、深夜において当該遊技営業等を営む場合においては、当該遊技営業等の場所の見やすい箇所に深夜における青少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなければならない。

(利用カード等に係る禁止行為)

第16条 風営適正化法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に関して提供する役務（以下「電話異性紹介役務」という。）の数量に応ずる対価を得る目的で発行するカードその他の物品（以下「利用カード等」という。）を販売する者は、利用カード等を自動販売機に収納してはならない。

- 2 電話異性紹介役務を利用するための情報を業として提供する者は、電話異性紹介役務の数量に応ずる対価を徴収して、当該電話異性紹介役務を利用するための電話番号、会員番号、暗証番号等の情報を提供する機器を設置してはならない。
- 3 何人も、青少年に利用カード等を販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は利用カード等に記載された電話異性紹介役務を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報を提供してはならない。
- 4 第12条の6の規定は、第1項及び第2項の場合について準用する。

(出会い喫茶等営業の届出)

第17条 出会い喫茶等営業を営もうとする者は、営業を開始する日の10日前までに、規則で定めるところにより、当該出会い喫茶等営業の場所（以下「出会い喫茶等営業所」という。）ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 出会い喫茶等営業所の名称及び所在地
- (3) 出会い喫茶等営業の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る出会い喫茶等営業を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項(同項第2号に掲げる事項にあつては、出会い喫茶等営業所の名称に限る。)に変更があつたときは、その日から10日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(出会い喫茶等営業の禁止区域)

第18条 出会い喫茶等営業は、第12条の5第3項各号に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域若しくは準住居地域(以下これらを「営業禁止区域」という。)においては、これを営んではならない。

2 一の区域又は地域が営業禁止区域となつた際に当該区域又は地域において前条第1項の規定による届出をして営まれている出会い喫茶等営業については、前項の規定は、適用しない。

(出会い喫茶等営業者に係る禁止行為等)

第19条 出会い喫茶等営業を営む者(以下「出会い喫茶等営業者」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 青少年を出会い喫茶等営業所に客として立ち入らせること。
- (2) 青少年に対し、出会い喫茶等営業所に客として立ち入るよう指示し、又は勧誘すること。
- (3) 青少年を次に掲げる業務に従事させること。

ア 出会い喫茶等営業の客に接する業務

イ 出会い喫茶等営業の客となるよう勧誘する業務

ウ 出会い喫茶等営業所の名称、所在地又は電話番号その他の当該営業に関する事項(以下「出会い喫茶等営業所の名称等」という。)を記載した文書、図画その他の物(以下「文書等」という。)を頒布する業務

- (4) 青少年に、出会い喫茶等営業所の名称等を記載した文書等を頒布すること。
- (5) 営業禁止区域(法令又は条例の規定により常時青少年の立入りが禁じられている場所を除く。次号において同じ。)において、出会い喫茶等営業所の名称等を記載した文書等を頒布すること。
- (6) 営業禁止区域において、出会い喫茶等営業所の名称等に係る広告物(第17条第1項の規定による届出をした者が、当該届出に係る出会い喫茶等営業所の内容を知らせるために当該出会い喫茶等営業所に掲示するものを除く。)を掲示すること。

- 2 出会い喫茶等営業者は、出会い喫茶等営業所に立ち入ろうとする者の見やすい箇所に青少年の立入りを禁ずる旨の掲示をしなければならない。
- 3 出会い喫茶等営業者は、当該出会い喫茶等営業につき広告又は宣伝をするときは、当該出会い喫茶等営業所への青少年の立入りを禁ずる旨を明らかにしなければならない。
- 4 出会い喫茶等営業者は、出会い喫茶等営業所ごとに、従業者名簿を備え、これに当該営業に従事する者及び過去3年以内に当該営業に従事していた者の氏名、生年月日、住所その他規則で定める事項を記載しておかななければならない。
- 5 知事は、出会い喫茶等営業者又はその代理人、使用人その他の従業者が、第1項第4号から第6号までの規定に違反したときは、当該出会い喫茶等営業者に対し、その行為の中止を命じ、又は必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

(出会い喫茶等営業の停止等)

第19条の2 知事は、出会い喫茶等営業者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該出会い喫茶等

営業に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、当該出会い喫茶等営業者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該出会い喫茶等営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 刑法（明治40年法律第45号）第174条、第175条又は第182条の罪に当たる違法な行為をしたとき。
 - (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第1項又は第61条第1項（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第44条第2項の規定により適用される場合を含む。）の規定に違反したとき。
 - (3) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第63条第2号の罪に当たる違法な行為をしたとき。
 - (4) 児童福祉法第34条第1項第6号、第7号又は第9号の規定に違反したとき。
 - (5) 売春防止法（昭和31年法律第118号）第2章に規定する罪に当たる違法な行為をしたとき。
 - (6) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第4条から第8条までの罪に当たる違法な行為をしたとき。
 - (7) この条例に規定する罪（第30条第2項第1号の罪を除く。）に当たる違法な行為をしたとき。
 - (8) 前条第5項の規定による命令に従わなかったとき。
- 2 知事は、前項の場合において、当該出会い喫茶等営業者が、第18条第2項の規定により同条第1項の規定を適用しないこととされる出会い喫茶等営業を営む者であるときは、その者に対し、前項の規定による営業の停止の命令に代えて、当該出会い喫茶等営業所に係る出会い喫茶等営業の廃止を命ずることができる。

第5章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の禁止等

（入れ墨を施す行為等の禁止）

第20条 何人も、青少年に対し、入れ墨を施してはならない。

- 2 何人も、青少年に対し、勧誘し、又は周旋して前項の行為を受けさせてはならない。

（みだらな性行為等の禁止）

第21条 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

- 2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

（使用済み下着等の買受け等の禁止）

第21条の2 何人も、青少年から使用済み下着等（青少年が一度着用した下着又は青少年のだ液、ふん尿若しくは体毛をいい、青少年がこれらに該当すると称する物を含む。以下同じ。）を買い受け、若しくは使用済み下着等の売却の委託を受け、又は青少年に使用済み下着等の売却の相手方を紹介してはならない。

（場所の提供及びその周旋の禁止）

第22条 何人も、次の各号に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知つて、その場所の提供又はその周旋をしてはならない。

- (1) 入れ墨を施す行為
- (2) みだらな性行為又はわいせつな行為
- (3) 使用済み下着等を買い受け、使用済み下着等の売却の委託を受け、又は使用済み下着等の売却の相手方を紹介する行為
- (4) 暴行
- (5) 麻薬又は覚せい剤を使用する行為
- (6) 医薬品その他のもので、催眠、めいいてい、興奮、幻覚その他これらに類する作用を有するものとして知事が指定するもの（以下「指定医薬品等」という。）を不健全な目的に使用する行為

(7) 喫煙又は飲酒

- 2 場所の提供をした者は、当該場所において、前項各号に掲げる行為が行われることを知ったときは、直ちに、その提供を中止しなければならない。

(指定医薬品等の譲渡等の禁止)

第23条 何人も、前条第1項第6号に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がその行為を行うおそれがあることを知つて、指定医薬品等を譲渡し、交付し、又は周旋してはならない。

- 2 何人も、青少年に対し、前条第1項第6号に掲げる行為をすることを勧誘してはならない。

(深夜外出の制限)

第24条 保護者は、特別の事情がある場合を除くほか、深夜に青少年を外出させないようにしなければならない。

- 2 何人も、保護者の委託を受け、又は承諾を得た場合その他正当な理由がある場合を除き、深夜に、青少年をその住所若しくは居所（以下「住所等」という。）から連れ出し、又はその住所等以外の場所に居させてはならない。
- 3 深夜に営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に当該営業の場所にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

第5章の2 インターネット上の有害情報からの青少年の保護

(保護者の取組)

第24条の2 保護者は、インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を適切に管理することにより、青少年が端末設備を利用して有害情報（第9条第1項各号のいずれかに該当するため、青少年に閲覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる情報をいう。以下同じ。）を閲覧することがないようにしなければならない。

- 2 保護者は、青少年によるインターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等について認識し、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図らなければならない。

(青少年のインターネット利用について事業者が講ずべき措置等)

第24条の3 端末設備を公衆の利用に供する事業者は、フィルタリング・ソフト（インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択し、有害情報の閲覧を制限する機能を有するソフトウェアをいう。以下同じ。）又はフィルタリング・サービス（インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択し、有害情報の閲覧を制限するための役務又はフィルタリング・ソフトによつて有害情報の閲覧を制限するために必要な情報を当該フィルタリング・ソフトを作動させる者に対してインターネットにより継続的に提供する役務をいう。以下同じ。）の利用その他の規則で定める方法により、青少年が当該端末設備を利用して有害情報を閲覧することができないようにするための措置を講じなければならない。ただし、法令又は条例の規定により常時青少年の立入りが禁じられている場所において端末設備を公衆の利用に供する場合は、この限りでない。

- 2 知事は、端末設備を公衆の利用に供する事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、前項の措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 3 知事は、端末設備を公衆の利用に供する事業者が前項の規定による勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、端末設備の販売若しくは貸付け又は役務の提供に当たつては、そ

の販売若しくは貸付け又は役務の提供を受ける者に対し、フィルタリング・ソフト又はフィルタリング・サービスに関する情報を提供するよう努めなければならない。

(携帯電話端末設備等による有害情報の閲覧防止措置)

- 第24条の4 保護者は、その監護する青少年が携帯電話インターネット接続役務（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供を受ける契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）の当事者となる場合又はその監護する青少年を端末設備の利用者とする携帯電話インターネット接続役務に係る契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）を自ら締結する場合において、当該青少年が就労しており、フィルタリング・サービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由があるときは、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）に対し、フィルタリング・サービスを利用しない旨の中出をすることができる。
- 2 保護者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者に対し、前項の中出をするときは、規則で定めるところにより、同項の正当な理由を記載した書面を当該電気通信事業者に提出しなければならない。
- 3 携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者は、第1項に規定する契約を締結するに当たっては、青少年又はその保護者に対し、フィルタリング・サービスの内容その他の規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した説明書を交付しなければならない。
- 4 携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者は、フィルタリング・サービスの利用を条件としない第1項に規定する契約を締結したときは、当該契約に係る第2項の書面を、当該契約が終了する日までの間保存しなければならない。この場合において、当該電気通信事業者は、当該書面の保存に代えて当該書面に記載された事項に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を保存することができる。
- 5 知事は、フィルタリング・サービスの利用を条件としない第1項に規定する契約を青少年のために締結した保護者又は当該契約を締結した青少年の保護者に対し、当該契約に基づく青少年によるインターネットの利用が適切に行われているかどうかについて、説明若しくは資料の提出を求め、又は必要な調査をすることができる。
- 6 知事は、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者が第3項又は第4項の規定に違反していると認めるときは、当該電気通信事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 7 知事は、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者が前項の規定による勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(県の施策)

- 第24条の5 県は、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため、普及啓発、教育等の施策の推進に努めるものとする。

第6章 雑則

(審議会への諮問)

- 第25条 知事は、第10条、第11条第1項、第3項若しくは第6項、第12条第1項、第2項第1号、第2号若しくは第4号、第4項若しくは第5項第1号、第12条の2第1項若しくは第2項、第12条の5第3項第7号、第13条、第15条第1項若しくは第4項、第19条の2第1項若しくは第2項、第22条第1項第6号、第24条の3第1項若しくは第2項、第24条の4第1項から第3項まで若しくは第6項又は第27条の

規定による推奨、指定、その取消し、規則の制定、命令又は勧告をしようとするときは、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定する青少年愛護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

- 2 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで推奨、指定、その取消し、規則の制定、命令又は勧告をしたときは、次の審議会に報告しなければならない。

（推奨等の要請）

第26条 何人も、第10条、第11条第1項、第12条第1項若しくは第4項、第13条、第15条第1項又は第19条第5項の規定による推奨、指定又は命令をすることが適当であると認めるときは、知事に対し、その旨を要請することができる。

- 2 前項の要請は、その理由を記載した文書をもつてしなければならない。

（教育委員会等の要請に基づく勧告）

第27条 知事は、学校の周辺における旅館、飲食店、料理店等の営業、出会い喫茶等営業、風営適正化法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他の営業の内容が当該学校の教育環境を著しく害し、又は害するおそれがある場合において、当該学校が公立学校である場合にあっては当該学校を管理する教育委員会、私立学校である場合にあっては当該学校の設置者から要請があつたときは、当該営業を営む者に対し、当該学校の教育環境の清浄化について必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（立入調査）

第28条 知事又はその命じた者若しくは委任した者は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、営業時間内において、次の各号に掲げる場所に立ち入り、調査し、関係者に質問し、又は関係者から資料の提供を求めることができる。

- (1) 有害興行を行う場所
- (2) 有害図書類又は有害がん具類等を販売し、若しくは貸し付け、又は閲覧させ、若しくは視聴させることを業とする者の営業の場所
- (3) 第13条の広告物を掲示している場所
- (4) 質屋又は古物商の営業の場所
- (5) 第15条第1項の規定により指定した遊技営業等の場所
- (6) 第15条の2第1項に規定する遊技営業等の場所
- (7) 第17条第1項の規定による届出のあつた出会い喫茶等営業所
- (8) 端末設備を公衆の利用に供する事業者の営業又は事業の場所
- (9) 携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者の営業又は事業の場所

- 2 前項の規定により同項各号に掲げる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査は、必要最少限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げてはならない。
- 4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（補則）

第29条 この条例の実施のための手続その他この条例の施行のため必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

（罰則）

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第20条第1項又は第2項の規定に違反した者

(2) 第21条第1項の規定に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第19条の2第1項又は第2項の規定による命令に違反した者

(2) 第22条第1項（同項第1号又は第2号に係る部分に限る。）又は第2項（同条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定に違反した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 常習として第12条の5第1項又は第2項の規定に違反した者

(2) 第18条第1項の規定に違反した者

(3) 第19条第1項第1号から第3号までの規定に違反した者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第21条の2の規定に違反する行為を業として行つた者

(2) 第22条第1項（同項第3号から第7号までに係る部分に限る。）又は第2項（同条第1項第3号から第7号までに係る部分に限る。）の規定に違反した者

(3) 第23条第1項の規定に違反した者

5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第11条第5項の規定に違反して青少年に観覧させた者

(2) 第12条第3項又は第6項の規定に違反した者

(3) 第12条の2第2項の規定による命令に従わなかつた者

(4) 第12条の5第1項又は第2項の規定に違反した者（この条第3項第1号に掲げる者を除く。）

(5) 第13条の規定による命令に従わなかつた者

(6) 第15条第3項の規定に違反して青少年を客として立ち入らせた者

(7) 第15条の2第1項の規定に違反した者

(8) 第16条第1項から第3項までの規定に違反した者

(9) 第21条第2項の規定に違反した者

(10) 第21条の2の規定に違反した者（前項第1号に掲げる者を除く。）

(11) 第23条第2項の規定に違反した者

(12) 第24条第2項の規定に違反した者

6 第19条第1項第1号から第3号まで、第20条第1項若しくは第2項、第21条第1項若しくは第2項、第21条の2又は第24条第2項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項又は前2項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

7 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第12条の3第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第14条の規定に違反した者

(3) 第17条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

8 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第12条の3第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第17条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第19条第2項の規定に違反した者

(4) 第19条第3項の規定に違反した者

(5) 第19条第4項に規定する従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者

(6) 第28条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、質問に対して虚偽の陳述をし、資料の提供を拒み、又は虚偽の資料を提供した者

9 次の各号のいずれかに該当する者は、科料に処する。

(1) 第11条第5項の規定に違反して青少年の入場を禁ずる旨を掲示しなかつた者

(2) 第12条の2第3項の規定に違反して有害図書類を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させない旨を掲示しなかつた者

(3) 第12条の3第3項の規定に違反した者

(4) 第15条第3項の規定に違反して青少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなかつた者

(5) 第15条の2第2項の規定に違反した者

(両罰規定)

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対しても、同条の罰金刑又は科料刑を科する。

(免責規定)

第32条 この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(旧条例の廃止)

2 青少年愛護条例（昭和33年兵庫県条例第17号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、旧条例の規定により知事の行なつた推奨、指定、命令その他の処分で現にその効力を有するものは、この条例の相当規定により知事の行なつた処分とみなす。この場合において、当該処分に期間が定められているときは、その期間は、旧条例の規定により当該処分が行なわれた日から起算するものとする。

4 この条例の施行の際、現に旧条例第11条又は第13条第1項の規定により、知事に対してなされている要請は、この条例の相当規定により知事に対してなされた要請とみなす。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和40年7月1日条例第33号）

この条例は、昭和40年7月15日から施行する。

附 則（昭和42年10月13日条例第30号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和42年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和43年3月30日条例第25号）

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年3月30日条例第13号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和48年3月31日条例第18号）

この条例は、昭和48年5月1日から施行する。

附 則（昭和59年12月20日条例第35号抄）

（施行期日）

この条例は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則（平成2年3月28日条例第11号）

この条例は、平成2年5月1日から施行する。

附 則（平成4年3月27日条例第4号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成7年10月11日条例第42号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成7年10月18日から施行する。

附 則（平成8年10月9日条例第27号）

（施行期日）

1 この条例は、平成9年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、改正前の青少年愛護条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の青少年愛護条例（以下「改正後の条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業を営んでいる者については、改正後の条例第16条第1項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この条例の施行の日から1月以内に」とする。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（附属機関設置条例の一部改正）

5 附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表青少年愛護審議会の項を次のように改める。

青少年愛護審議会	青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）による優良興行等の推奨、有害興行の指定及びその取消し、有害図書類等の指定、有害広告物の内容の変更等の命令、青少年の立入禁止の場所の指定及びその取消し、テレホンクラブ等営業の停止命令、指定医薬品等の指定及び教育委員会の要請等に基づく勧告並びに有害興行の指定等の処分に対する異議申立てに関する重要事項の調査審議に関する事務
----------	--

第1条第2項中「麻薬取締法」を「麻薬及び向精神薬取締法」に改める。

附 則（平成10年12月21日条例第47号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成11年10月8日条例第44号）

この条例は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の施行の日〔平成11年11月1日〕から施行する。

附 則（平成14年12月20日条例第55号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。ただし、第8条に1項を加える改正規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、改正前の青少年愛護条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の青少年愛護条例（以下「改正後の条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に自動販売機による図書類の販売をしている者については、改正後の条例第12条の2第1項に規定する図書類販売業者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「青少年愛護条例の一部を改正する条例（平成11年兵庫県条例第55号）の施行の日から3月以内に」とする。
- 4 この条例の施行の際現に有害図書類を収納している自動販売機については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から3月間は、改正後の条例第12条の4の規定は、適用しない。
- 5 この条例の施行の際現に改正前の条例第16条第1項の規定による届出をして営まれているテレホンクラブ等営業については、施行日から2年間は、改正後の条例第16条の2第1項の規定は、適用しない。
- 6 この条例の施行の際現に利用カード等を収納している自動販売機については、施行日から3月間は、改正後の条例第17条の2第1項の規定は、適用しない。
- 7 この条例の施行の際現に設置されている改正後の条例第17条の2第2項に規定する機器については、施行日から3月間は、同項の規定は、適用しない。
- 8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月12日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年12月20日条例第58号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に改正前の青少年愛護条例第16条第1項の規定による届出をして営まれているテレホンクラブ等営業については、改正後の青少年愛護条例第16条の2第1項の規定は、適用しない。

附 則（平成13年12月20日条例第53号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- （テレホンクラブ等営業の停止命令等に関する経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に係るこの条例の施行後における第2条の規定による改正前の青少年愛護条例第2条第7号に規定するテレホンクラブ等営業の停止又は廃止の命令その他の処分については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（附属機関設置条例の一部改正）

- 4 附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表青少年愛護審議会の項中「有害図書類等の指定」の右に「、有害図書類とする図書類の内容等を定める規則の制定」を加え、「、テレホンクラブ等営業の停止命令」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正前の青少年愛護条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の青少年愛護条例（以下「改正後の条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。
 - 3 この条例の施行の際現に自動販売機によりがん貝類等を販売している者については、改正後の条例第

12条の3第1項に規定する図書類等販売業者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「青少年愛護条例の一部を改正する条例（平成17年兵庫県条例第77号）の施行の日から起算して3月以内に」とする。

- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（附属機関設置条例の一部改正）

- 5 附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表青少年愛護審議会の項中「有害興行の指定及びその取消し」の右に「、興行の内容が青少年に与える影響についての審査を行う団体の指定」を加え、「有害図書類とする図書類」を「有害図書類等とする図書類等」に改め、「規則の制定」の右に「、図書類の内容が青少年に与える影響についての審査を行う団体の指定、有害図書類の陳列方法を定める規則の制定、有害図書類の陳列方法についての改善の命令、自動販売機の設置場所に係る青少年の利用に供される施設を定める規則の制定」を加える。

附 則（平成18年3月24日条例第24号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年（中略）10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年5月1日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第24条の4」を「第24条の5」に改める部分に限る。）、第24条の2及び第24条の3の改正規定、第5章の2中第24条の4を第24条の5とし、第24条の3の次に1条を加える改正規定、第25条第1項の改正規定（「第22条第1項第6号」の右に「、第24条の3第1項若しくは第2項、第24条の4第1項から第3項まで若しくは第6項」を加える部分に限る。）並びに第28条第1項に3号を加える改正規定（同項第8号及び第9号に係る部分に限る。）は、同年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正後の青少年愛護条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第8号に規定する出会い喫茶等営業を営んでいる者については、改正後の条例第17条第1項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「営業を開始する日の10日前まで」とあるのは、「青少年愛護条例の一部を改正する条例（平成21年兵庫県条例第 号）の施行の日から起算して1月以内」とする。
- 3 この条例の施行の際現に改正後の条例第18条第1項に規定する営業禁止区域において掲示されている広告物については、この条例の施行の日から1月間は、改正後の条例第19条第1項第6号の規定は、適用しない。

- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（附属機関設置条例の一部改正）

- 5 附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表青少年愛護審議会の項を次のように改める。

青少年愛護審議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に関して必要な事項並びに青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）による青少年の健全な育成及びこれを阻害するおそれのある行為からの青少年の保護に関する重要事項の調査審議に関する事務
----------	--